

[令和3年度～7年度]

第6次田野畑村行財政改革大綱

令和3年11月

田 野 畑 村

1 これまでの取り組み

これまで昭和55年度、平成7年度、11年度、15年度、17年度の5次にわたる行財政改革大綱、実施計画及び行財政改革プランを策定し行財政改革に取り組んできた。

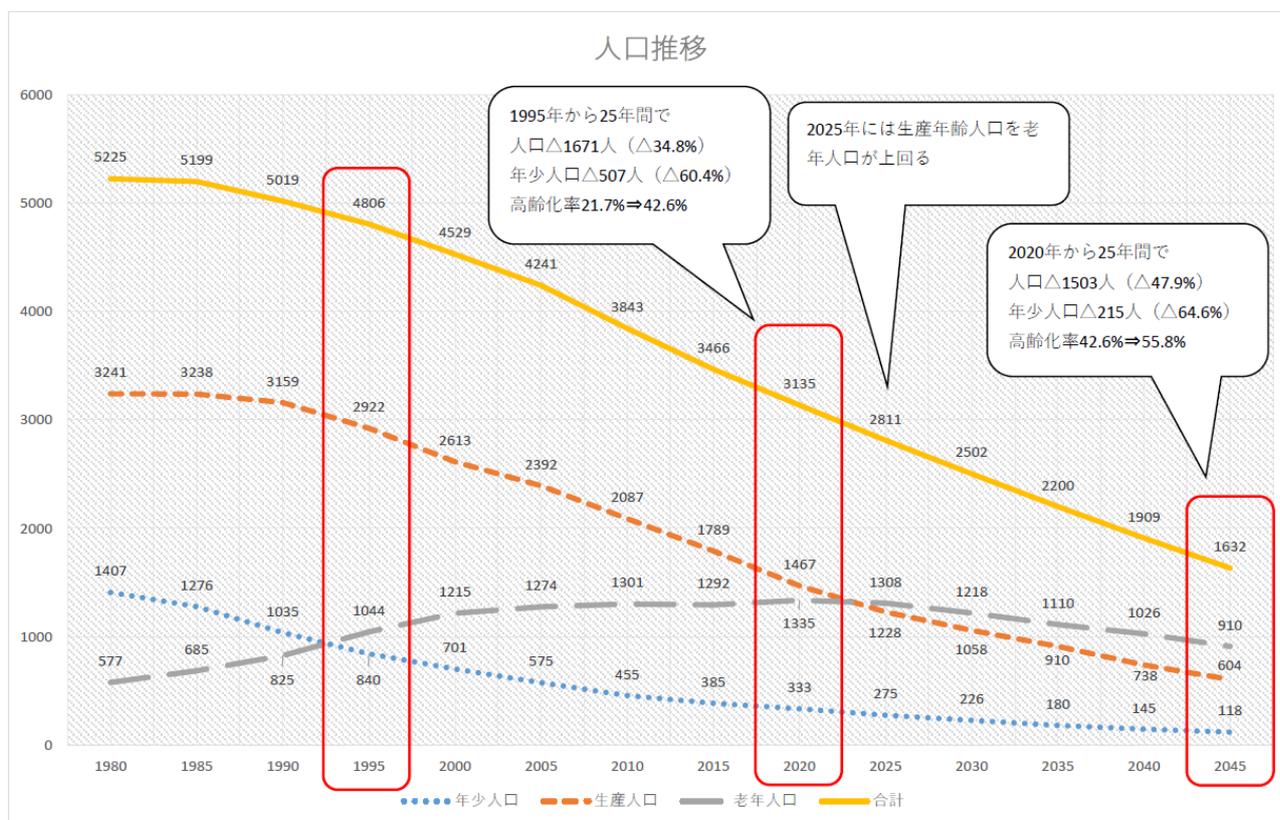
平成23年3月11日に発生した東日本大震災から令和2年度までの10年間は、行財政改革大綱の更新は行わず、田野畑村災害復興計画に基づく復旧復興事業に全力を挙げて取り組み、同計画に掲げた事業が完了したところである。

2 村が抱える課題と行財政改革大綱の目的

東日本大震災から10年間、復旧復興事業に全力を挙げて取り組み、復旧復興事業を完了した。一方で、少子高齢化に歯止めがかからず（※1）、生産年齢人口の減少に伴い自主財源が減少する反面（※2）、社会保障費の確保や地方債償還額の増加（※3）など、多様化・高度専門化する行政ニーズへの対応など、非常に難しい行財政運営が求められている。

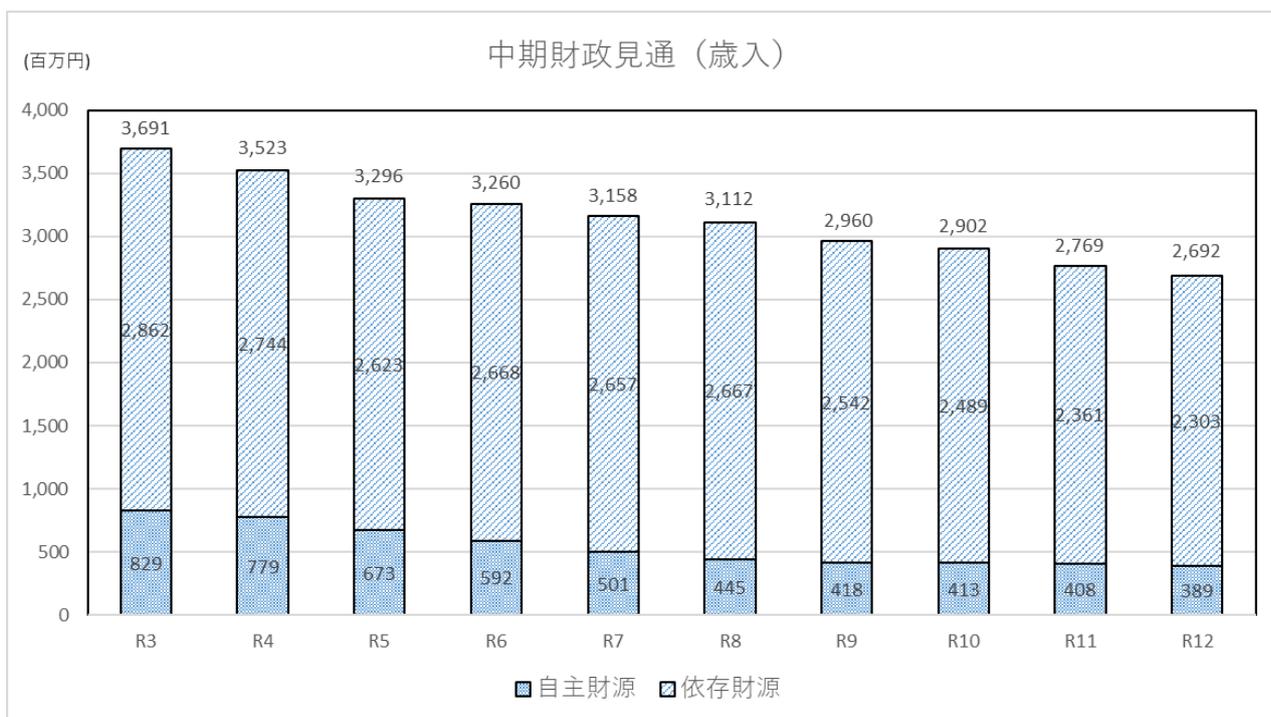
このような状況に対処するため、効率的な行政組織体制の確立や、住民と行政との役割分担と協働による住民自治の再構築、行政の担うべき役割の重点化を図るとともに、新たな歳入確保と徹底した歳出削減に向けた取り組みによって持続可能な財政運営の確立を図ることが必要である。

このことから、「第6次田野畑村行財政改革大綱」を策定し、持続可能な行財政運営を目指すものである。



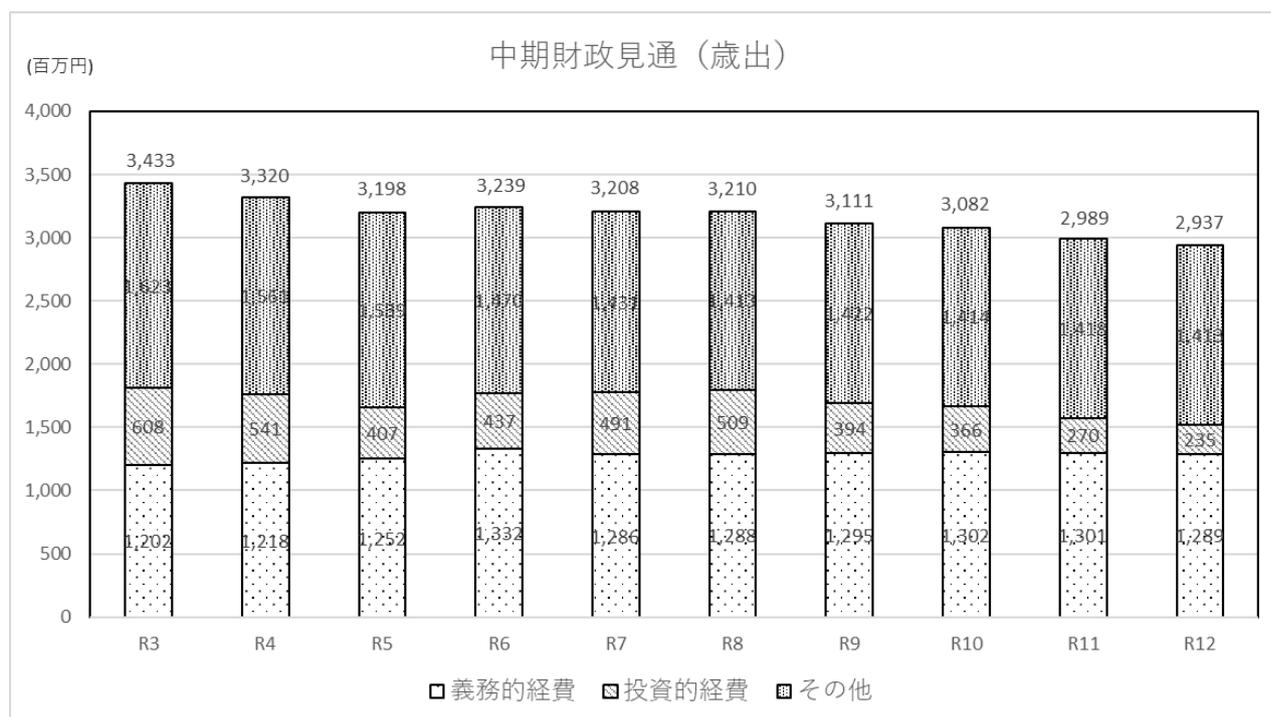
※1 人口の推移

～2015：国勢調査人口、2020～：国立社会保障・人口問題研究所推計
（2025年には生産年齢人口を老年人口が上回ると予測される）



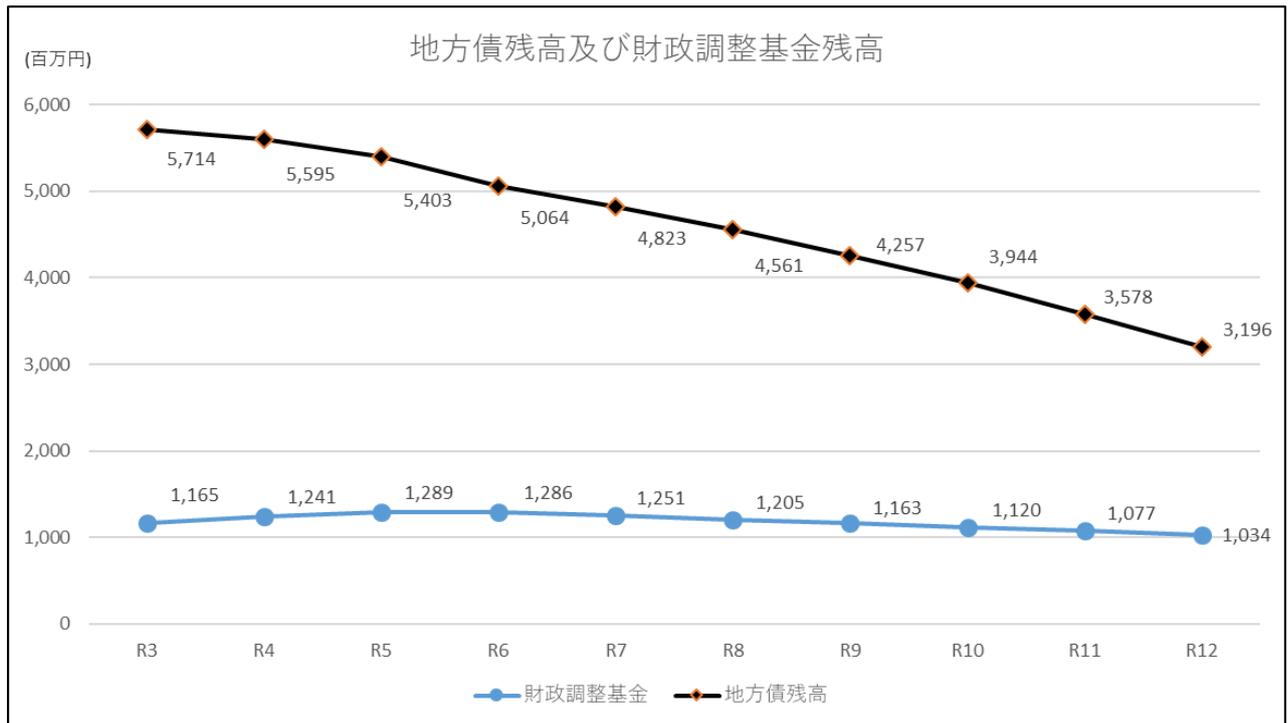
※2 中期財政見通（歳入）

人口減少等により自主財源率が今後も縮減することが見込まれる



※3-1 中期財政見通（歳出）

令和元～2年度の大規模事業に係る地方債元金償還が始まる令和6年度より義務的経費が増加し、その状況は令和14年度まで続くことが見込まれる



※ 3-2 地方債残高及び財政調整基金残高の見込み

令和元～2年度の大型事業に伴い高まった地方債残高を今後プライマリーバランスの堅持により縮減していく

3 実施期間

令和3年度を起点とした7年度までの期間

4 行財政改革の基本方針

行財政改革の基本的な取り組み方針を次のとおりとする。

1) 村民と行政の役割分担と協働

これまで行政は、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、多様な分野における行政サービスを展開してきた。加えて東日本大震災の復旧復興事業や地方創生事業など新たな事業が増加している。一方で、これまでの行財政改革の取り組み等により職員数が大きく減少しており、限られた人員による多様な行政ニーズへの対応が課題となっている。

これに対処するため、事務事業の必要性、緊急性、有効性などの観点から改めて見直し、優先度の低い事務事業については廃止・縮小するほか、類似事業の整理統合、指定管理者制度や業務委託による民間活力の活用、住民と行政との役割分担と協働による住民自治の推進などに取り組み、本来行政が担うべき役割の重点化を図っていくものとする。

2) 住民ニーズに適切に対応するための組織機能の充実

これまでの行財政改革の取り組み等により職員数は目標以上に削減されている。一方で、少子高齢化に伴う働き手不足が危惧される時代を迎えることから、今後は厳しい財政事情を鑑み人件費の抑制に努めつつ、適正規模の職員数の確保とともに、限られた職員数による、効率的な事務事業の推進と住民ニーズに適切・迅速に対応できる行政機能

の充実を図るものとする。

3) 持続可能な財政運営の確立

本村の財政状況は、地方交付税の削減、国県支出金の廃止・抑制に加え、長引く景況の低迷などによる収入の落ち込みにより、一層厳しい状況にある。

歳出にあっては、少子高齢化の進展に伴う福祉施策をはじめ、生活環境の整備促進、防災対策、産業振興、公共施設の維持更新など取り組むべき課題が山積しており、引き続き厳しい財政状況下にある。

このような状況を踏まえ、より一層の歳入確保と歳出抑制に取り組み、持続可能な財政運営を確立するものとする。

公共施設整備においては、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化により更新に伴う財政負担の軽減及び平準化を図ること、原則として公共施設は増やさないこと、仮に新たな施設の必要性が生じたとしても集約化や複合化などを積極的に進めることで総量の削減を図り、村の財政規模に見合った持続可能な施設管理を行うものとする。

5 行財政改革プランの策定

本大綱の基本方針を受け、具体的な取り組み内容を盛り込んだ行財政改革プランを策定するものとする。また、進行管理を行い、計画策定（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）の一連のサイクルにより見直しを行うとともに、目標の数値化などにより、村民に分かりやすく公表するものとする。

6 推進体制

行財政改革を推進するため、庁内に推進組織を設置する。

1) 田野畑村行財政改革推進本部

事務事業及び行政機構の見直し等の行財政改革の推進に関する重要事項を調整審議する。

2) 田野畑村行財政改革推進本部幹事会

行財政改革の推進に関する基礎案件を協議し、報告する